

## 議案第4号

取手市監査委員条例の一部を改正する条例について

取手市監査委員条例（昭和39年条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

地方自治法が改正されたことに伴い、引用する条項の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

## 取手市監査委員条例の一部を改正する条例

取手市監査委員条例（昭和39年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の賠償責任の監査等) 第6条 監査委員は、 <u>法第243条の2の2第3項</u> の規定による監査の要求があった場合において監査を行うときは、当該要求があった日から60日以内に監査を行わなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。 2 監査委員は、 <u>法第243条の2の2第8項後段</u> の規定により市長から意見を求められたときは、20日以内に意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。	(職員の賠償責任の監査等) 第6条 監査委員は、 <u>法第243条の2第3項</u> の規定による監査の要求があった場合において監査を行うときは、当該要求があった日から60日以内に監査を行わなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。 2 監査委員は、 <u>法第243条の2第8項後段</u> の規定により市長から意見を求められたときは、20日以内に意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

### 付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。